

川崎市ひとり親家庭

養育費確保に関する公正証書等作成費補助金

本制度では、ひとり親家庭(配偶者のない者が現に児童を養育している家庭)であって、養育費の取り決めについて債務名義となる文書(「公正証書」「調停調書」「ADRにおいて成立した和解合意にかかる文書」)等を作成された方を対象に、当該文書の作成に要した費用(弁護士等に当該文書作成を依頼した場合の費用も含む)の一部を補助します。

対象となる方

- 交付申請時に、以下のすべてを満たす方
- ☐ 川崎市在住のひとり親家庭で、20歳に満たない子の保護者
- ☐ 養育費の取り決めの対象者となる児童を扶養している方
- ☐ 養育費の取り決めに係る費用を負担した方
- ☐ 過去に同様の補助金を受けていない方

対象経費のうち

上限5万円まで
補助金対象となります

対象となる経費

※すべて養育費に関するものに限りです。

- ☐ 公証人手数料(養育費の取り決めに関する手数料のみ)
- ☐ 家庭裁判所に対する養育費請求調停の申立て及び夫婦関係調整調停(離婚)の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- ☐ 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用及び提出するための郵送費に係る費用
- ☐ 弁護士等への養育費取り決めにかかる相談費用及び公正証書作成費用等
- ☐ 認証紛争解決事業者が行う裁判外紛争解決手続を利用した場合の手数料

申請はコチラから



申請期限は債務名義となる文書の**作成日翌日から1年以内**となります。

申請書類

- ☐ 申請書(郵送申請の場合は裏面又はホームページからダウンロードできます)
- ☐ 児童扶養手当証書の写し(ひとり親家庭を証する書類)
(または戸籍全部事項証明書及び世帯全員の住民票など)
- ☐ 債務名義となる文書(公正証書など)の写し
- ☐ 支払金額が分かるもの(領収書など)
- ☐ 振込口座確認書類(通帳・カードの写し)
- ☐ その他(弁護士等に依頼した場合、依頼内容が分かる書類)

郵送申請の場合

上記申請書類一式を同封の上、下記宛先へ郵送ください。

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当(母子福祉) 宛て



★ご不明な点はお気軽にお問合せください。

※補助金交付には審査があります。

【公正証書等作成費補助金】 【養育費確保支援事業補助金】



【問い合わせ先】

川崎市こども未来局

児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電話 044 - 200 - 2672

Email 45kodoka@city.Kawasaki.jp

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付申請書兼実績報告書

(申請者) 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお補助金の交付にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

1 交付申請

(1) 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

(2) 添付書類

- ・ひとり親家庭を証する書類の写し（児童扶養手当受給者証の写しなど）
- ・補助対象経費に関して、本人が費用を負担したことが分かる書類の写し
- ・養育費の支払いに関する債務名義を証する書類の写し（公正証書、調停調書、特定和解の内容が記載された書類など）
- ・振込口座確認書類（通帳・キャッシュカードのコピーなど）
- ・その他（ ）

(3) 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通
口座名義（カタカナ）	

2 実績報告

1により交付申請した本補助金について、公正証書等作成に関して自身が負担した費用は _____ 円でした。

次に、補助事業の成果については、 _____ 以上報告します。